

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

- (1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案
- (2) 昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案
- (3) 昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号（郵政大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案
- (4) 平成二年郵政省告示第二百八十一号（船舶局無線従事者証明に係る訓練の課程の認定基準のための訓練要領を定める件）の一部を改正する告示案
- (5) 平成三年郵政省告示第四十六号（航空局、航空地球局及び航空機地球局の聴守電波の周波数を定める件）の一部を改正する告示案
- (6) 平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を改正する告示案
- (7) 平成四年郵政省告示第六十九号（義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件）の一部を改正する告示案
- (8) 平成四年郵政省告示第七十三号（電波法第三十五条第三号の措置をとることとした義務船舶局等に備え付けなければならない計器及び予備品を定める件）の一部を改正する告示案
- (9) 平成四年郵政省告示第九十一号（電波法施行規則第二十八条第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件）の一部を改正する告示案
- (10) 平成四年郵政省告示第七号（インマルサット高機能グループ呼出し受信の機能を同時に使用できる無線設備に相当するインマルサット船舶地球局の無線設備）を廃止する告示案
- (11) 平成五年郵政省告示第三百二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を改正する告示案
- (12) 平成五年郵政省告示第五百五十三号（養成課程の実施要領を定める件）の一部を改正する告示案
- (13) 平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を改正する告示案
- (14) 平成十六年総務省告示第二百八十七号（無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作を定める件）の一部を改正する告示案
- (15) 平成十七年総務省告示第千二百二十八号（宇宙無線通信を行う無線局の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を改正する告示案
- (16) 平成十八年総務省告示第六百号（小型の船舶又は我が国の沿岸海域のみを航行する船舶の義務船舶局が同条第一項及び第二項の規定により備えなければならない機器に代えることができる機器を定める件）の一部を改正する告示案
- (17) 平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を改正する告示案

- (18) 平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案
- (19) 平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案
- (20) 平成二十四年総務省告示第四百七十一号（周波数割当計画）の一部を変更する告示案
- (21) 平成三十年総務省告示第三百五十五号（再免許の申請を免許の有効期間満了前一箇月以上六箇月を超えない期間に行うことができる無線局を定める件）の一部を改正する告示案
- (22) 平成三十年十月総務省告示第三百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示案
- (23) 無線局運用規則第四百四十三条第二項第一号の規定に基づき、航空機地球局の運用義務時間がその航空機の航行中常時となる区域を定める告示案
- (24) 無線設備規則第十四条第三項等の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める告示案
- (25) 無線設備規則第四十五条の二十二第三号の規定に基づき、航空機地球局の無線設備の技術的条件を定める告示案
- (26) 無線設備規則第三十八条第四項の規定に基づき、一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する船舶地球局等に使用する空中線の設置位置の条件を定める告示案
- (27) 無線機器型式検定規則別表第一号及び別表第二号の規定に基づき、船舶地球局等の無線設備の機器の構造及び性能の条件並びに機械的及び電気的条件を定める告示案
- (28) 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

## 2 意見公募の趣旨・目的・背景

非静止衛星を利用した衛星コンステレーションによるL帯を用いた既存の移動衛星通信システムについて、既存の衛星オペレータによる現行衛星の高度化及び航空機の安全通信等への活用が計画されており、平成29年5月より、情報通信審議会情報通信技術分科会衛星通信システム委員会（主査：安藤 真 東京工業大学名誉教授）において、同システムの高度化に係る技術的条件について検討が進められ、検討の結果として、平成31年2月13日に情報通信審議会（会長：内山田 竹志 トヨタ自動車株式会社取締役会長）から一部答申を受けたところです。

また、船舶の遭難通信等を行うGMDSS（Global Maritime Distress and Safety System：世界海洋遭難安全システム）として、同システムが国際海事機関（IMO）において承認され、2019年世界無線通信会議（WRC-19）において、その周波数が特定されました。

これらを受け、我が国においても同システムのうち、船舶及び航空機の安全通信等の高度化システムの導入に向けた制度整備を行うため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等を作成したため、当該改正案に対して意見を募集するものです。

## 3 資料入手方法

意見公募対象については、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にお

いて閲覧に供するとともに、総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp>) の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov] (<https://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄に掲載することとします。

#### 4 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

##### (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

##### (2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： `satellite.radio_atmark_ml.soumu.go.jp`

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※スパムメール防止のため「@」を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「\_atmark\_」を「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて10MBとなっています。

##### (3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5903

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**5 意見提出期間**

令和2年8月20日(木)から同年9月18日(金)まで(必着)

※郵送については、同日の消印まで有効とします。

**6 留意事項**

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

**連絡先窓口**

【周波数割当計画の変更案以外について】

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課

担当：羽多野課長補佐、塚田衛星推進係長、中富官

電話：03-5253-5816

FAX：03-5253-5903

E-mail : satellite.radio\_atmark\_ml.soumu.go.jp

【周波数割当計画の変更案について】

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

担 当 : 伊藤周波数調整官、福川第二計画係長、八代官

電 話 : 03-5253-5875

F A X : 03-5253-5940

E-mail : freq-allocation\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。  
メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

# 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局

電波部基幹・衛星移動通信課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

注3 別紙にはページ番号を記載すること。